

(対^{大臣}・副大臣・政務官) 司法法制部 作成

令和7年4月25日(金) 衆・法務委

島田 洋一 議員(保守)

問 本制度の実施に当たっては、指定法人における情報セキュリティの確保が重要になるところ、法務省はどのように指定法人を監督していくのか、法務大臣に問う。

- 委員御指摘のとおり、指定法人が取り扱う情報には、^{かめい}仮名処理前の訴訟関係者の氏名や住所等が含まれることから、情報漏えい等に留意しつつ、適切に管理する必要がある。
- 本法律案においては、指定法人の保有する民事裁判情報等の漏えい、滅失又は^{きそん}毀損の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程に定めなければならないものとし、法務大臣による認可の対象とすることで、適切な管理が行われることを担保している。
- 安全管理の具体的な内容については、指定法人の業務規程において定められることになるが、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）においては、
 - ・ 業務マニュアルの整備等の組織的安全管理措置
 - ・ 従業者に対する教育等の人的安全管理措置



- ・ 端末の盗難防止等の物理的安全管理措置
- ・ 情報セキュリティ対策等の技術的安全管理措置等を講じる必要があると指摘されている。

○ さらに、本法律案において、法務大臣は、指定法人に対し

- ・ 監督上必要な命令をする権限
- ・ 報告徴求及び立入検査を行う権限
- ・ 指定の取消しをする権限

等を有するものとされている。

○ 法務省としては、これらの権限も適切に行使して、指定法人における情報セキュリティが確保されるよう、適切に監督を行ってまいりたい。」

(参考1) 安全管理に関する事項(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・4(3)イ〔36ページ〕))

本検討会においては…民事裁判情報が「個人データ」に該当するか否かにかかわらず、情報管理機関には、国民の信頼に足りるだけの安全管理措置を講ずることが求められるとの意見があり、このような観点からは、民事裁判情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の民事裁判情報の安全管理のために必要な安全管理措置として、①業務マニュアルの整備等の組織的安全管理措置、②従業者に対する教育等の人的

安全管理措置、③端末の盗難防止等の物理的安全管理措置及び④情報セキュリティ対策等の技術的安全管理措置を講じる必要があるほか、民事裁判情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合は、監督官庁に報告する必要があると考えられる。

(参考2) 情報セキュリティ対策等の審査に当たって想定される専門的知見の補充

民事判決情報データベース化検討会には、情報セキュリティの研究者も参画しており、必要に応じて助言を求めることが考えられる。また、参考とし得る他法令の規定等として、個人情報保護法、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律及びこれらの法律の関係政省令やガイドライン等のほか、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターの「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」がある。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限つて、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）

を行う者として指定することができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 二 役員又は職員の構成が民事裁判情報管理提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないものであること。
- 四 第十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。
- 五 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ロ この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

2～4 (略)

- 5 指定法人は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号

において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(指定の取消し等)

第十八条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 三 第五条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。
- 四 第八条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで民事裁判情報管理提供業務を行ったとき。

2～4 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】